

2000 年度 前半期 例会記録

| | |
|------------------------|---|
| 第 1 回 (通算第 69 回) | 1 |
| 第 2 回 (通算第 70 回) | 1 |
| 第 3 回 (通算第 71 回) | 2 |
| 第 4 回 (通算第 72 回) | 3 |
| 第 5 回 (通算第 73 回) | 4 |
| 第 6 回 (通算第 74 回) | 4 |

第 1 回 (通算第 69 回)

| | |
|-----|-------------------|
| 日時 | 2000 年 05 月 14 日 |
| テーマ | 『環境経済学』(第 1, 2 章) |
| 報告者 | 今井祐之 (総て) |

今回は『環境経済学』の中で、第 1 章と第 2 章とを検討した。植田の叙述は散漫でやや捕らえどころがない。従って、植田が提供している材料を、理論的に再配置してやらなければならない。

第 1 章はこの書全体へのイントロダクションである。ここでは、やはり環境問題の位置付けが問題になる。植田が提示している——従ってまた現代社会が提示している——総てのトピックスは資本運動とその制限性の露呈という枠組みに完全に収まる。

第 2 章はこれまでの環境経済学の系譜を纏めた理論サーベイ部分と環境経済学が扱う基本問題とである。理論サーベイ部分では、資本主義下での社会的意識の分裂・発展との関連で、環境経済学の諸理論を整理する必要がある。基本的には、弁護論と批判論とが分裂するのだが、弁護論もまた資本主義社会の諸局面に応じて細分化されるようになる。

また、基本問題部分では、環境経済学の諸範疇を再解釈する必要がある。特に環境についてのいろいろな経済学的規定は実は通常財がもっている諸性質を一面的に環境に押し付けたものであり、また環境問題が表現しているのは実は資本主義社会の社会問題が本質的に内蔵している諸特徴である。こうして、環境についての経済学的議論を通じて、われわれは資本主義社会を再把握することができるのである。

第 2 回 (通算第 70 回)

| | |
|-----|---------------------------------|
| 日時 | 2000 年 05 月 28 日 |
| テーマ | 『環境経済学』(第 3～5 章) |
| 報告者 | 浅川雅巳 (第 3, 4 章) 窪西保人 (第 5 章) |

今回は『環境経済学』の中で、各論部分である第 3～5 章を検討した。

第 3 章は廃棄物処理問題を論じている。報告者は物質代謝論の立場は供給者による費用負担に留まるだけではなく、供給者 (= 企業) と労働者との分離の把握を通じて、生産過程変革の必要性の把握

にまで行き着くということを強調した。ゴミ有料化の問題も、この観点から評価されなければならない。更に、リサイクルの経済性を論じる時にはバージン財の利用規制の問題を無視してはならないと、報告者は強調した。なお、出席者からは、植田のリサイクル論の曖昧さ——物質代謝論に基づくリサイクル把握と、バージン財とセコハン財との区別に基づくリサイクル把握との並存——が指摘された。

第4章は地球温暖化問題を論じている。植田は地球温暖化問題解決の根本的困難を南北問題に求めているようである。報告者は、南北問題——国と国との対立——に目を奪われて、それが諸資本の対立——アメリカ国内で考えてみても、自動車業界の資本と生保業界の資本とでは立場をこととする——の現れであるということを忘れてはならないと強調した。

第5章は経済のグローバル化と環境問題との関係を論じている。一方では環境破壊にはそもそも国境がなく、他方では世界市場の形成を通じて資本の運動はますますグローバル化している。植田の場合には、資本運動のグローバル化の役割がかなり曖昧であるから、読み手の側でこれを整理しなければならない。

第3回（通算第71回）

| | |
|-----|------------------------|
| 日時 | 2000年06月11日 |
| テーマ | 『環境経済学』（第6, 7章） |
| 報告者 | 窪西保人（第6章） 高橋和敬（第7章） |

今回は『環境経済学』の中で、各論部分である第6, 7章を検討した。

第6章はルーラルアメニティ（農村地域の自然的・文化的環境）の破壊の原因を論じ、それを破壊しないような地域開発を提唱している。

植田が市場で扱われ得ない財としてのルーラルアメニティに与えている諸特徴は総ての財に当て嵌まる。そこで、アメニティ財はもちろんのこと、正に総ての財が市場で扱われ得ないのにも拘わらず、扱われているということが問題なのだというように、問題転換するべきであると、報告者は強調した。

出席者からは、次のような疑問点が提出された。——(1)植田は環境価値に、利用価値だけではなく非利用価値（オプション価値・遺贈価値・存在価値）をも加算して、とにどうにかして、費用便益分析の効率性基準の中に環境保全を内生しようとしている——そのような仕方では効率性と公正性とを両立させようとしている——が、これは八百長である。もし非利用価値が予算制約を受けないのであれば、存在価値を例えば100兆円にするということによって、殆ど同義反復的に総ての開発は禁止されるべきだということになるだけの話だし、もしそれが予算制約を受けるのであれば、人気・知名度が高い（しばしば、環境保全がそもそも既に商売の一環として組み込まれている）観光地だけが生き残るべきであってその他のルーラルアメニティは破壊されても構わないという凡庸な結論が出るだけの話である。そもそも資本主義的な合理性・効率性しか反映し得ないという限界を弁えないと、費用便益分析の意義も有用性も失われてしまうのではないか。逆に言うと、そのような限界を弁えて初めて、費用便益分析は有意義・有用であり得るのではないか。(2)植田は理論的な経済学者としてはルーラルアメニティ破壊を糾弾しているが、実践的な環境コンサルタントとしては要するに観光と農業との結合を提言するだけである。両方の立場は矛盾するのであって、ルーラルアメニティ破壊の糾弾が導き出す結論はルーラルアメニティ一般の保護であり、これに対して観光と農業との結合が導き出す結論は競争優位——従って特定のルーラルアメニティの勝ち逃げ、裏返すと大多数のアメニティの廃棄——である。

第7章は環境技術の開発・内生、環境情報の公開・共有化、環境保護のための税制、公害経験の伝達、効率的かつ公正な行財政システムの構築を論じている。ここでは、出席者の間で公共信託法理の意義付けが議論になった。公共信託法理が明確化しているのは、受託者の個別化と委託者の一般化

である。実際の裁判の原告的確認定に関わりなく、この両面において、環境が公共的な利害関心事（インタレスト）であるということが表現されている。

第 4 回（通算第 72 回）

| | |
|-----|---------------------------|
| 日時 | 2000 年 06 月 25 日 |
| テーマ | 『環境経済学』（第 8 章） |
| 報告者 | 高橋和敬（第 8 章） 浅川雅巳（コメント） |

今回は『環境経済学』の中で第 8 章を検討し、またこのテキストの全体像を振り返った。

先ず、第 8 章については、国際協調性の必要性を訴え、環境親和的な開発として地域固有財を重視した開発を提案し、制度としてのコモズの再生を唱道している。報告者は、地域住民による意志決定と国際協調との矛盾を問題にした。

出席者からは、次のような疑問点・論点が提出された。——(1)地域住民の意志決定が何故に環境保護に役立つのかさっぱり解らない。(2)たとえ同じデータに基づいて同じ環境評価を行ったとしても、開発の是非について専門家の意見は正反対に異なり得るのであって、専門家の意見と「客観的に望ましい開発計画」などというおよそナンセンスなものとを等置することはできない。(3)公害地帯の再開発が何故にコモズ再生を目指さなければならないのか理由が分からない。(4)自然環境と社会環境とは相互に関連し合っているが、区別されなければならないのであって、この区別の必要性が、地域固有財として植田が表象している社会環境の地域依存性（実はこれもまた地域依存ではないのだが）と、その保護には国際協調が必要であるようなものとして植田が表象している自然環境の地域非依存性との、植田における混乱として現れている。

次に、全体像についてはコメンテータは、環境問題が何を提起しているのかということ、環境経済学と政策・運動との関連について次のようなコメントをした。

第一に、環境問題が何を提起しているのかについて。生産関係を度外視して個々の生産場面を見る限りでは、生産は一方で環境を破壊（否定）し、これとは全く別の他方で環境を創造しているかのように見える。従って、当事者たちはこの対立項を固定化させて、環境不適合的なものの否定および環境適合的なものの創造を行おうと試みる。つまり、悪いのは生産力だから、生産力を“制約”しようとするわけである。ところが、既存の生産関係を前提する限りでは、この試みは環境適合的なものの否定および環境不適合的なものの創造に——正反対のものに——転回してしまう。実は、生産は否定かつ創造なのであって、これが既存の生産関係のもとでは環境を破壊してしまうのである。問題は既存の生産関係による生産力の制約からの解放なのであって、生産力の制約ではない。

第二に、環境経済学と政策・運動との関連について。(1)間接規制について。環境は地域・世代を越えて影響を及ぼすから、純粋な私的主体の相互関係による問題解決の限界を暴露し、純粋な私的主体の相互関係による問題解決の道に対して、費用負担という私的原則を通じての社会的管理者と私的主体との和解の道を提示する。しかしまた、後者の道も、私的な費用の原理を社会的費用に押し付けるだけだから、結局のところ、“金が儲かればいくら税・罰金を払ってもいい”という形態で、自己の限界を露呈する。(2)直接規制について。政府が直接規制を行うということは、社会の上に聳え立つ国家が、規制対象である特定の私的主体と結合するということを意味するのであって、決して主体と主体の社会性との和解を意味しない。直接規制もまた、政府の失敗という形態で自己の限界を露呈する。(3)公共福祉論について。国民の権利を守るものとして公共福祉が登場するが、実際には公共福祉が健康破壊を齎し、こうして公共福祉も自己の限界を露呈する。

このコメントに関連して、出席者からは、次のような疑問点・論点が提出された。——(1)環境論は何よりもまず（社会環境論から区別される）自然環境論として論じられるべきである。自然環境問題

が先鋭に示しているのは、この問題が地域と世代とを越えている限りでの公共性である。これは実は資本が提示する総ての社会問題は、実はこのような問題なのだが、通常は意識されていない。これに対して、自然環境問題は、上記のような公共性を否か応にも当事者は意識せざるを得ない。こうして、上記のような公共性の暴露を通じて、自然環境問題は総ての社会問題の解決への道を見渡すための一つの窓口を提示している。

(2)費用便益分析を行う際には、存在価値とか遺贈価値とかのような八百長パラメータを用いるべきではない。費用便益分析は、結局のところ、最適汚染水準——これはこれで資本の成長と両立可能な汚染、金儲けと両立可能な汚染に帰着する——と同じ意義を持っているのであって、その限界が弁えられた時に初めて有用である。それは現在の生産関係の下での（金儲けと両立する限りでの）合理的な環境保護のあり方を提示し、それによって現在の生産関係の下でできる限り環境を保全するのに役立つ。しかしまた同時に、これを通じて、それはそのような合理性が狭隘に制限された合理性であるということ、実は非合理性であるということ暴露し、それによってそのような合理性を生み出す枠組み——金儲けの枠組み——自体の変革の必要性を事実上、指し示している。

第5回（通算第73回）

| | |
|-----|---------------------------|
| 日時 | 2000年07月09日 |
| テーマ | 『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』([1]) |
| 報告者 | 窪西保人（総て） |

今回は、最初に近世フランス史の概観を振り返った上で、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』の中で、序論部分である[1]を検討した。

[1]ではマルクスは重要な理論的問題を非常に文学的な表現形式で叙述している。そこで、われわれは、その一つ一つの命題について、われわれにも了解可能な表現形式で理論的に再把握（再定式化）した。

報告者は、ここでの歴史把握の方法と『経済学批判』の序文でのいわゆる“唯物史観の定式”との関連を問題にした。——いわゆる“唯物史観の定式”が誤読されると、機械的唯物論、客観主義、システム万能論、生産力史観が生まれやすい。その点で、この本は生産関係の担い手に即して、階級闘争論として、歴史的事件を記述しており、当事者とシステムとの矛盾する関係を視野に収めているという点で、評価されうる。

これに対して、出席者からは、次のような留意点が提出された。——当事者とシステムとの関連を明確にするのは（本書の役割ではなく）理論の役割である。この関連が明確にされない限りでは、本書が（『経済学批判』と同様に、但し逆の方向で）誤読されると、観念論、主観主義、当事者万能論、善玉悪玉史観が生まれやすくなってしまわないか。

その他に、共和制の意義、ブランキの位置付け、二月革命の評価などが問題になった。

第6回（通算第74回）

| | |
|-----|--------------------------------|
| 日時 | 2000年07月23日 |
| テーマ | 『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』([2], [3]) |
| 報告者 | 窪西保人 ([2]) 今井祐之 ([3]) |

今回は、『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』の課題・方法を確認した上で、諸事件の具体的

記述である[2]と[3]とを検討した。

マルクスにとっての課題は、[1]で明らかにされている。すなわち、現代革命の内容を限定するために、“現代革命の内容ではないもの”を明らかにするということである。また、ここでのマルクスの方法は、ユーゴーおよびプルドンに対する批判として、序文で——消極的・否定的に（つまりどの方法を採用しないのかという形で）ではあるが——明らかにされている。すなわち、二月革命からルイ・ボナパルトのクーデターに至るまでの諸事件とそこでのルイ・ボナパルトの個人的行動とを階級闘争で基礎付けるということである。これによって、主観主義的な歴史把握と客観主義的な歴史把握とが批判されて、批判的・否定的に媒介されるであろう。

[2]は 1848/06/25～1849/05/28 の間の諸事件を記述している。この間は憲法制定国民議会における純粋共和派の支配・没落の期間である。報告者は、以下の点を問題にした。——(1)マルクスは、本書では、立法権力と執行権力との分離を重視しているように見える。これに対して、『フランスにおける階級闘争』では、闘争の本当の内容は、立法権力と執行権力との分離ではなく、制定された共和制自体と共和制制定の道具との対立であると述べている。この両規定はどのように媒介されているのか。

これに対して、出席者からは、次のような意見が提出された。——本書でも『フランスにおける階級闘争』でと同様に、立法権力と執行権力との分離は闘争の本当の内容ではない。そうではなく、それは本書でもブルジョアジーの政治的支配とブルジョアジーの政治的支配の道具との矛盾であり、これはこれでまた実際のところは、ブルジョアジーの政治的支配とブルジョアジーの階級的支配との矛盾、つまりブルジョア支配そのものの自己矛盾、すなわち階級闘争の自己矛盾である。更に言うと、この階級闘争の自己矛盾は資本そのものの自己矛盾である。しかしまた、資本の自己矛盾は階級闘争の自己矛盾として現れ、階級闘争の自己矛盾はブルジョアジーの政治的支配とブルジョアジーの政治的支配の道具との矛盾として現れ、最後に、ブルジョアジーの政治的支配とブルジョアジーの政治的支配の道具との矛盾は立法権力と執行権力との分離として現れるわけである。この後者こそが、狭い憲法問題の枠内で、当事者に対してこの問題が現れている形態である。だから、問題の出発点は何よりもまず立法権力と執行権力との分離であって、その意味でこの分離は重視されなければならないのである。マルクスが戒めているのは、この分離が闘争の本当の内容だと勘違いするということであって、この分離という現象形態を重視するということではない。

(2)マルクスは著作ごとに「ルンペンプロレタリアート」に独自の意味を与えている。本書では、ルンペンプロレタリアートとは、どの階級にもいる腐敗層のことである。この点で、例えば『資本論』で言及されているルンペンプロレタリアートとは、——同じ側面をももちろんもっているのだが、——混同されてはならない。

[3]は 1849/05/28～1849/11/01 の間の諸事件を記述している。この間は立法国民議会における山岳党の敗北の期間である。報告者は、以下の点を問題にした。——マルクスは『経済学批判』への序文でと同様にここでも、社会的総体を建築物に譬えて、「上部構造」という用語を用いている。しかし、『経済学批判』では土台の上に聳え立つ法律的・政治的上部構造と、土台に照応する社会的意識諸形態とが区別されている——従って社会的意識諸形態は上部構造に含まれていない——のに対して、本書では明らかに社会的意識形態が上部構造と呼ばれている。そもそも何故に有機的総体である社会を非有機的な建築物で譬えるのか理解に苦しむところであるが、それをひとまず措くとしても、何故に社会的意識諸形態が「構造」をなすのか理解に苦しむ（『経済学批判』では社会的意識形態は「構造」をなしているわけではない）。いずれにせよ、マルクスが「上部構造」という用語を『経済学批判』以外でも好んで使っていたということ、そしてそれが意味するところは著作ごとに異なるということが確認されなければならない。